

安城市児童クラブ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第82号

安城市児童クラブ規則の一部を改正する規則

安城市児童クラブ規則（平成11年安城市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 市長は、長期休業日（春季休業日、夏季休業日又は冬季休業日をいう。以下同じ。）においてクラブの活動に参加をしようとする児童の数が当該クラブの定員を超えることにより、長期休業日における適切なクラブの活動の実施が困難になると認めるときは、長期休業日にクラブの活動に参加しないことを入会の許可の条件とすることができる。

第9条第1項第1号中「とき」の次に「（前条第3項の規定により入会の許可をしようとするときを除く。）」を加える。

第11条第1項中「休止」を「休止（第8条第3項の規定による条件により参加しないことを含む。次項において同じ。）し、」に改め、同条第2項中「休止期間」を「休止の期間」に、「休会期間」を「休会の期間」に改める。

第12条第4号中「必要と認める世帯に属している」を「特に事情があると認めた者である」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- （4）第8条第3項の規定による条件により、その月のうちクラブの活動に参加しない期間（クラブの休設日を含む。）が10日以上ある者であること。

第17条の見出しを「（その他）」に改める。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第8条関係）

安城市児童クラブ入会申請書

安城市長

安城市児童クラブに入会したいので、次のとおり申請します。また、入会申請の審査のため、市長が申請者及び同居の家族に関する住民基本台帳を閲覧することに同意します。

☐ 今回初めて申請する。 ☐ 過去に申請したことがある。				申 請 日		年 月 日			
申 請 者 (保護者)	住 所	安城市 アパート・マンション名							
	ふりがな			連絡先	電話番号		児童との続柄		
	氏 名				①			□父 □母 □ ()	
					②			□父 □母 □ ()	
入 会 希 望 児 童	学 校 名	安城市立 小学校		年 組					
	ふりがな								
	氏 名			生 年 月 日		年 月 日			
入 会 希 望 児 童 と 同一住所の 家 族 構 成	児童との続柄	氏 名	年齢	生年月日		勤務先・学校名（学年）			
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
入 会 希 望 理 由	☐ 日中、保護者が就労のため不在である。 ☐ その他 ()			利 用 開 始 希 望 年 月 日		年 月 日			
利 用 区 分 ※入会の決定後に利用区分の変更を希望する場合は、新たに入会の申請をしてください。	☐ 通年利用（放課後及び長期休業日） ※全ての長期休業期間を含みます。8月に限り、休会制度があります。								
	☐ 長期休業日のみ利用 ※利用を希望する長期休業期間に○を付けてください。 4月春休み・7月夏休み・8月夏休み・12月冬休み・1月冬休み・3月春休み								
利 用 する 曜 日 等 ※利用を希望する曜日等に○を付けてください。	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 祝					利用日数 日／週			
	※土曜日の利用を希望する場合は、別に「土曜利用申込書」を提出してください。 ※祝日の利用を希望する場合は、別に「祝日利用申込書」を提出してください。								
長 期 休 業 日 の 入 会 希 望 児 童 ク ラ ブ ※長期休業日以外は、在籍する小学校の児童クラブに入会することになります。	長期休業日は、次の児童クラブに入会することを希望します。 ☐ 在籍する小学校の児童クラブ ※在籍する小学校の児童クラブ以外の児童クラブへの入会を希望しない場合を選択してください。ただし、これを選択した場合でも、在籍する小学校の児童クラブへの入会が優先されるものではありません。 ☐ 在籍する小学校の児童クラブのほか次に記載する児童クラブ 希望児童クラブ【複数可】： () ☐ 在籍する小学校の児童クラブのほか全ての児童クラブ ※在籍する小学校の児童クラブ以外の児童クラブを希望した場合でも、定員超過等の理由で、児童クラブに入会できないことがあります。 ※兄弟姉妹でも同じ児童クラブに入会できないことがあります。								
承 諾 欄	☐ 「安城市児童クラブ入会案内」の内容を理解し、了承した上で、申請します。								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の際現に改正前の様式第 1 の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の様式第 1 の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。